登録電気工事業者　登録事項変更の届出

登録電気工事業者は、登録事項に変更があった場合、変更のあった日から30日以内に、届出をしなければなりません。

◆　届出書類

・登録事項等変更届出書（様式第11（第7条））

【必要な添付書類】

変更事項	個人の場合	法人の場合
申請者の氏名（個人）	・誓約書（施行規則2-2-1（個人）） ・戸籍謄本 ・既存の登録証	―
申請者の名称（法人）	―	・履歴事項全部証明書 ・既存の登録証
申請者の住所（個人）	・住民票等 ・既存の登録証	―
本店所在地（法人）	―	・履歴事項全部証明書 ・既存の登録証
代表者の氏名（法人）	―	・誓約書（施行規則2-2-1（法人）） ・履歴事項全部証明書 ・既存の登録証
営業所の名称	添付書類不要	
営業所の所在地	添付書類不要	
電気工事の種類	・既存の登録証 ・主任電気工事士の免状の写し（第一種電気工事士は講習受講記録を含む） （自家用電気工作物を追加する場合）	
役員の氏名（法人）	―	・誓約書（施行規則2-2-1（法人）） ・履歴事項全部証明書
主任電気工事士の氏名	・主任電気工事士の免状の写し（第一種電気工事士は講習受講記録を含む） 【主任電気工事士を雇用する場合に限り】 ・誓約書（施行規則2-2-2（主任電気工事士）） ・雇用証明書 ・主任電気工事士の住民票等 【第二種電気工事士を主任電気工事士とする場合に限り】 ・主任電気工事士等実務経験証明書（様式1または2）	
電気工事士免状の種類及び交付番号	・主任電気工事士の免状の写し （第一種電気工事士は講習受講記録を含む）	

◆　手数料

登録証の記載事項を訂正する場合、手数料が必要となります。徳島県収入証紙￥２，２００を納付してください。

◆　注意

1　住所
【個人の場合】住民票等の住所を記入
【法人の場合】履歴事項全部証明書に記載されている住所を記入

2　氏名又は名称
【個人の場合】氏名を記入
【法人の場合】法人名及び代表者名を記入

3　住民票等とは
住民票のほか、官公署が発行した住所、氏名がわかる証明書のコピー等を提出してください。
（例：運転免許証やマイナンバーカード表面のコピー等）
マイナンバー（個人番号）が記載されたものは受理できませんのでご注意ください。

4　住民票等、履歴事項全部証明書
原則、発行日付のあるものは申請日の6ヶ月前以降の書類を提出してください。
運転免許証等については、有効期限内のものを提出してください。

5　主任電気工事士等実務経験証明書
第二種電気工事士免状の取得後、登録電気工事業者もしくはみなし登録電気工事業者のもとで、
3年以上の一般用電気工作物等の電気工事の実務経験を有することが必要です。
※申請者以外の第三者である個人又は法人の証明書には、個人印又は法人印の押印が必要です。

6　記載を訂正した場合は訂正箇所を二重線で訂正してください。